## 長岡地域任意合併協議会委員の報償費及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長岡地域任意合併協議会規約(以下「規約」という。) 第15条の規定に基づき、長岡地域任意合併協議会(以下「任意協議会」と いう。)の委員の報償費及び費用弁償について、必要な事項を定めるものと する。

(報償費の額)

第2条 任意協議会の委員(規約第4条第1号及び第2号の委員を除く。)が 任意協議会の会議及び小委員会の会議(以下「会議等」という。)に出席し たときの報償費の額は、1日につき9,100円とする。

(費用弁償の額)

- 第3条 任意協議会の委員が会議等に出席し、又は任意協議会用務のため旅行したときは、次に定めるところにより費用弁償を支給する。
  - (1)会議等に出席する場合
    - ア 会議等の開催地市町村内に住所を有する委員 1回につき300円
    - イ 会議等の開催地市町村以外に住所を有する委員 1回につき 1,000 円
  - (2) 協議会用務のため旅行した場合の日当等に相当する費用弁償の額
    - ア 日当に相当する費用弁償 1回につき2,600円
    - イ 日当以外の旅費に相当する費用弁償 実費
- 2 前項の規定にかかわらず、規約第4条第1号及び第2号の委員に対しては、 同項第1号に規定する費用弁償を支給しない。 (季年)
- 第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。 附 則
  - この規程は、平成15年1月14日から施行する。